

## ○司法警察員の指定に関する訓令

昭和 39 年 5 月 9 日

警察本部訓令第 9 号

警 察 本 部 長

司法警察員の指定に関する訓令を次のように定める。

### 司法警察員の指定に関する訓令

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、刑事訴訟法第 189 条第 1 項及び第 199 条第 2 項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（昭和 29 年埼玉県公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）

第 1 条第 2 項の規定に基づき、司法警察員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の対象等)

第 2 条 規則第 1 条第 2 項の規定による司法警察員の指定は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、司法警察員として職務を行うに十分なる能力、識見がある者のうちから所属長の申請に基づき警察本部長が行うものとする。

(1) 犯罪捜査に専従する者

(2) 警察署から遠隔の区域にある交番等に勤務する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、所属長が特に必要と認めた者

一部改正〔昭和 40 年第 9 号、42 年第 27 号、44 年第 9 号、51 年第 7 号、平成 6 年第 28 号、12 年第 23 号〕

(指定の申請)

第 3 条 所属長は、司法警察員の申請をするときは、司法警察員指定申請書（様式第 1 号）によるものとする。

(指定)

第 4 条 司法警察員の指定は、司法警察員指定原簿（様式第 2 号）に登載し、司法警察員指定証（以下「指定証」という。様式第 3 号。）を交付して行うものとする。

2 指定証の交付を受けた司法警察員は、裁判官又は検察官から要求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔昭和 51 年第 7 号、平成 14 年第 44 号〕

(指定の取消し)

第5条 所属長は、司法警察員の指定を受けた者が第2条各号のいずれにも該当しなくなつたとき、その他司法警察員の指定を取消す必要があると認めたときは、司法警察員指定取消申請書（様式第4号）により、指定の取消しを申請しなければならない。

2 警察本部長は、前項の規定による申請があつたとき、又は自ら取消す必要があると認めたときは、その者の司法警察員の指定を取消すものとする。

（指定証の返納）

第6条 第4条の規定による司法警察員の指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当したときは、交付された指定証を、所属長を経て、速やかに返納しなければならない。

- (1) 前条第2項の規定により司法警察員の指定を取消されたとき。
- (2) 巡査部長に昇任したとき。
- (3) 他の所属に配置替えになつたとき。
- (4) 退職したとき。

一部改正〔昭和51年第7号〕

第7条 司法警察員の指定に関する事務は、刑事総務課において行ふ。

一部改正〔昭和42年第10号、51年第7号〕

附 則

1 この訓令は、昭和39年5月9日から施行する。

2 埼玉県警察文書規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。【表省略】

附 則（昭和41年6月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則（昭和42年4月1日警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和42年3月18日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則 （平成 6 年 10 月 28 日警察本部訓令第 28 号）

この訓令は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 5 月 31 日警察本部訓令第 23 号）

この訓令は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 9 月 30 日警察本部訓令第 44 号）

この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

**【様式省略】**